

ベイエリア DIC 推進事業補助要綱

(制定) 令和 3 年 8 月 20 日付 3 港臨企第 175 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、臨海副都心における「デジタルテクノロジーの実装」及び「スタートアップの集積」を推進する Digital Innovation City (以下「DIC」という。)の実現に資する事業を行う民間事業者に対し、予算の範囲内において必要な補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業)

第 2 条 この補助金の交付対象となる事業は、以下の事業のうち、知事が適当と認めたもの(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) デジタルテクノロジーの実装に関する事業
- (2) スタートアップの集積に関する事業

2 前項の事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象となる者は、臨海副都心区域内で前条の事業を行う民間事業者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 法令等に違反する事実がないこと。
- (3) 税金の滞納をしていないこと。
- (4) 公的機関等との契約における違反がないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。
- (6) 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当するものがないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 この補助金の対象となる経費は、第 2 条に認められた補助対象事業について、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までに生じる以下に掲げる経費で、補助対象者が申請した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 建築工事費
- (2) 改修工事費
- (3) 備品購入費（一件 100,000 円以上）
- (4) 実施設計費
- (5) 委託料

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（補助金交付額）

第5条 この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、1件当たりの補助金額は補助対象経費の2分の1、かつ5千万円を上限とする。

2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（選定委員会の設置）

第6条 補助対象事業の適否を厳正かつ公正に審査するため、選定委員会を設置する。

2 審査に関する事項については、選定委員会が審査規程を定める。

（選定委員会の組織）

第7条 選定委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員は、学識経験者を含む計6名とする。

3 委員は、本事業に関して知り得た全ての事柄に対して守秘義務を負う。

4 委員長は委員の互選により選出する。

5 補助金を申請する企業の特性により、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

（補助金の交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金・収支計画書
- (3) 応募者に関する資料

（補助金の交付決定）

第9条 前条の交付申請があったときはその申請に係る書類等を審査し、知事はその結果を受けて、補助金の交付を適当と認めたときは知事が交付の決定を行う。

2 前項による交付決定に当たっては、必要に応じて選定委員会を設置して審査を行うことができる。

- 3 同条第1項により交付決定を行った場合は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。
- 4 交付決定に当たっては必要な条件を付する。

（補助対象事業の内容等の変更の申請等）

第10条 交付決定事業者が補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 3 前項により変更の承認を行った場合は、変更承認書（別記様式第3号の2）を交付決定事業者に通知する。
- 4 交付決定事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに変更届出（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
 - （1）交付決定事業者の名称変更
 - （2）交付決定事業者の所在地変更
 - （3）交付決定事業者の代表者変更

（補助金の交付申請の取下げ）

第11条 交付決定事業者が第9条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（事業の中止又は廃止）

- 第12条 交付決定事業者が補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認を中止・廃止承認書（別記様式第4号の2）により通知する。

（事故報告）

- 第13条 交付決定事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。
- 2 前項による指示は、指示書（別記様式第5号の2）により通知する。

（遂行命令等）

第 14 条 知事は、交付決定事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

（実績報告）

第 15 条 交付決定事業者は、補助対象事業の当該年度分が完了したときは、補助対象事業の成果を記載した補助事業実績報告書（別記様式第 6 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第 7 号）により当該交付決定事業者へ通知する。

（補助金の支払い及び請求）

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 18 条 知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式 8 号）により当該交付決定事業者へ通知する。

（補助金の返還）

第 19 条 知事は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第 24 条の規定により補助金によって取得した財産を処分した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 知事が、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が交付決定事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 21 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 23 条 知事は、交付決定事業者に対し補助金の返還を明示し、当該事業者が当該補助金、

違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第24条 交付決定事業者が補助対象事業によって取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第9号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項による指示は、財産処分承認書（別記様式第9号の2）により通知する。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）及びベイエリアDIC推進事業募集要項の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月20日から適用する。

事業名		申請者名	
種別	☐ （１）デジタルテクノロジーの実装に関する事業 ☐ （２）スタートアップの集積に関する事業	担当者名	

様式第 1 号（別紙 2） 事業計画に係る資金・収支計画書

初期投資額	$A+B+C+D+E$	円
建築工事費	A	円
改修工事費	B	円
備品購入費	C	円
実施設計費	D	円
委託料	E	円

1 年当たりの営業収益予定額	F	円
（営業収入の内容）	F の内訳	円
（営業収入の内容）	F の内訳	円
1 年当たりの営業外収益予定額	G	円
1 年当たりの営業費用予定額	H	円
（営業費用の内容）	H の内訳	円
（営業費用の内容）	H の内訳	円
1 年当たりの営業外費用予定額	I	円
（営業外費用の内容）	I の内訳	円
（営業外費用の内容）	I の内訳	円
経常損益予定額	$F + G - H - I$	円

備考

初期投資額の各経費額の根拠となる資料を添付すること。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 印

バイエリア DIC 推進事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、バイエリア DIC 推進事業補助要綱第 8 条の規定により、補助金の交付を申請する。

なお、申請に当たって、同要綱第 3 条の要件を全て満たしていることを宣誓する。

記

1 事 業 名
「 」

2 補助事業対象期間
年 月 から 年 月 まで

3 事業に要する経費内訳

総 事 業 費	総事業費のうち 補助申請する経費	総事業費に係る負担区分	
		都補助金	自己負担額
円	円	円	円

〈自己負担額内訳〉

区 分	金 額	左 の 説 明
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
そ の 他	円	
計	円	

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙 1）
- (2) 資金・収支計画書（別紙 2）
- (3) その他必要な書類

5 本申請についての連絡先等

担 当 者 名				
連 絡 先	住 所	〒		
	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

[文書番号]第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

バイエリア DIC 推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

1 事 業 名

2 対象経費額 金 円

3 補 助 率 2 分の 1

4 交付決定額 金 円

5 交付条件等

- (1) 補助金交付の対象となる事業及び事業内容は、年 月 日付バイエリア DIC 推進事業補助金交付申請書のとおりとする。
- (2) 補助対象経費に係る契約手続きについて東京都の指導を受けること。
- (3) [その他の条件]

6 留意事項

- (1) 交付決定額は、交付の上限額である。
- (2) 交付額は本年度分の実績報告書に基づき、交付決定額の範囲内で確定する。
- (3) バイエリア DIC 推進事業補助要綱及び募集要項の各規定を遵守しなければならず、違反行為があった場合は交付決定を取り消すことがある。
- (4) 本通知の内容に異議がある場合は、本通知を受領してから 14 日以内に今回の交付決定に係る申請を撤回することができる。

以上

様式第3号

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
会社名
代表者

ベイエリア DIC 推進事業変更 承認申請書
届 出

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、下記の
承認を申請します。
とおり変更したいので 届け出ます。

記

1 事業名

2 変更の内容（いずれかを選択）

- ☐ 補助事業に要する経費の配分の変更 【承認】
- ☐ 補助事業の内容の変更 【承認】
- ☐ 事業者の名称の変更 【届出】
- ☐ 事業者の所在地の変更 【届出】
- ☐ 事業者の代表者の変更 【届出】

3 変更の理由

4 変更内容の詳細 別添のとおり

以上

様式第3号の2

[文書番号]第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

バイエリア DIC 推進事業変更承認書

年 月 日付けで申請のあった変更について、下記のとおり承認する。

記

1 事 業 名

2 承認事項

3 承認の条件等

以上

様式第 4 号

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
会社名
代表者

ベイエリア DIC 推進事業
中 止 承認申請書
廃 止

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、下記の
中 止
とおり 廃 止 したいので承認を申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 中止又は廃止の理由
- 3 中止又は廃止の内容の詳細 別添のとおり

以上

様式第4号の2

[文書番号]第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

ベイエリア DIC 推進事業 中 止 承認書
廃 止

年 月 日付で申請のあった 中 止 について、下記のとおり承認する。
廃 止

記

1 事 業 名

2 承認事項 中 止 ・ 廃 止

3 承認の条件等

- (1) 中止の場合は、早急に再開の日程を示すこと。
- (2) 廃止の場合は、(交付決定の条件に違反するため) 当該交付決定を取り消す。
- (3) 上記(2)の場合において、既に補助金の交付を受けている場合は、東京都からの請求に基づき補助金の返還に応ずること。
- (4) [その他の条件]

以上

様式第5号

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
会社名
代表者

事故報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、下記の
とおり事故があったことを報告いたします。

記

1 事業名

2 事故の内容

- ☐ 事業が予定期間内に完了しない。
- ☐ 事業の遂行が困難になった。

3 事故に至った理由

以上

様式第5号の2

[文書番号]第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

指 示 書

年 月 日付で報告のあった事故について、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 事 業 名

2 事故の内容

- ☐ 事業が予定期間内に完了しない。
- ☐ 事業の遂行が困難になった。

3 対応

以上

様式第 6 号

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者

印

ベイエリア DIC 推進事業補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった標記
補助事業が完了したので、ベイエリア DIC 推進事業補助要綱の規定により、下記のとおりそ
の実績を報告する。

記

1 補助事業名

2 交付決定額

円

3 補助事業の実績
別紙のとおり

4 本報告についての連絡先等

担 当 者 名				
連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			

※添付書類

仕様書、見積書、契約書又は請書、工事完了届又は納品書、検査書、引渡書、
行政機関の検査証（建築、消防等）、請求書、口座振込受付書控え、領収書 等

様式第 6 号（別紙 1）

1 補助事業名			
2 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
3 補助対象事業の分野 *該当するものに○ (1) デジタルテクノロジーの実装に関する事業 (2) スタートアップの集積に関する事業			
4 具体的な実施事業内容			
5 補助事業に要する経費内訳			
総事業費	総事業費のうち 補助申請する経費	総事業費に係る負担区分	
		都補助金	自己負担額
円	円	円	円

6 事業費経費別明細

(単位：円)

[illegible]

*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

*「工事費」「設計費」「備品購入費」等、内容毎に内訳を記載し、内容及び金額のわかる書類を添付すること。

様式第 7 号

[文書番号]第 号
 年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

ベイエリア DIC 推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業について、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

- 1 事 業 名
- 2 対象経費額 金 円
- 3 交付額 金 円

以上

様式第 8 号

[文書番号]第 号
 年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

バイエリア DIC 推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定を通知した事業について、下記の
とおり交付決定を取り消したので通知する。

記

- 1 事 業 名
- 2 対象経費額 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付取消額 金 円
- 5 取消の範囲 全 部
 一 部
 [一部の場合は取消の内容]

以上

様式第 9 号

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者

印

財産処分承認申請書

年 月 日付で交付決定を受けたベイエリア DIC 推進事業補助金について、東京都補助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及びベイエリア DIC 推進事業補助要綱の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 事業名

2 処分しようとする財産及びその所在

3 処分の方法

以下の該当する欄にチェックを入れてください。

☐目的外使用 ☐譲渡 ☐交換 ☐貸し付け ☐担保

4 処分予定時期 年 月 日から（ 年 月 日まで）

5 処分により収益がある場合、その金額 _____ 円

6 処分を行う理由

以上

様式第9号の2

[文書番号]第 号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事
[名 前]

財産処分承認書

年 月 日付で申請のあった財産処分について下記のとおり承認する。

記

1 事業名

2 処分しようとする財産及びその所在

3 処分の方法

☐目的外使用 ☐譲渡 ☐交換 ☐貸し付け ☐担保

4 処分予定時期 年 月 日から (年 月 日まで)

5 補助金の返還

返還を要する ・ 返還を要しない

返還を要する場合は別途請求を行いますので、期限までにお支払いください。

以上